

公益社団法人志摩医師会役員等の報酬及び退職慰労金に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本会定款第28条の規定に基づき、志摩医師会役員等の報酬及び退職慰労金に関し必要な事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、役員とは、定款第22条に規定する会長、副会長、理事及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬は、別表1に定める額により支給する。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、次の各号に該当する者に対して支給する。

- (1) 任期を満了した者
- (2) 在任中死亡した者
- (3) 辞職届を提出し受理された者

(退職慰労金の額)

第5条 支給額は、別表2に定める定額に在任年数を乗じて計算する。ただし、在任年数に1年未満の端数を生じた場合には、別表2に定める額を、在任した月数に応じて月割り計算した額（円未満は切り捨て）とする。

(支給方法)

第6条 報酬等は、その金額を通貨で直接役員等に毎月当月分を支給する。

- 2 役員退職慰労金は、その金額を通貨で、退任後2ヶ月以内に支給するものとする。ただし、通貨以外の物品で支払うことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。
- 4 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込み、支給することができる。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、定款第15条に規定する総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50

号。以下「整備法」という。) 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一部改定 平成26年6月19日から施行する。

但し、別表1については、平成25年4月1日から施行する。

【別表1】

| | | |
|------|-------|--------|
| 役員報酬 | 役員会日当 | 5,000円 |
|------|-------|--------|

【別表2】

| | | |
|---------|-----|----------|
| 役員退職慰労金 | 会 長 | 100,000円 |
| | 副会長 | 60,000円 |
| | 理 事 | 30,000円 |
| | 監 事 | 20,000円 |